

生活福祉資金のご案内

～仕事・住まい・生活費に
お困りの方への貸付制度～

◎生活福祉資金制度とは？

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

※この制度は『貸付』であり『給付』ではありません。

貸付後の償還（返済）計画を一緒に検討していただく必要があります。

※世帯単位での貸付制度です。申込者（借受人）は原則として生計中心者となります。

※世帯の生活の安定や経済的自立を支援するため、世帯の家計状況を詳しくお伺いします。

※他方・他制度（日本学生支援機構、母子父子寡婦福祉資金、沖縄県振興開発金融公庫等）の利用が優先されます。

※民生委員や社会福祉協議会、自立相談支援機関等の相談支援・指導を受けていただくことが前提となります。

◎貸付の対象になる方

□**低所得世帯**：必要な資金について他から融資を受けることができない世帯（市町村民税非課税程度）

□**障害者世帯**：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯

□**高齢者世帯**：65歳以上の高齢者の属する世帯

◎貸付資金の種類

□**総合支援資金**：失業者世帯に対して、生活の立て直しのための継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、就職活動期間の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金。

・生活支援費：生活再建までの間に必要な生活費用

・住宅入居費：敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

・一時生活再建費：生活再建のために一時的に必要な日常生活費で賄うことが困難である費用

□福祉資金

・福祉費：日常生活を送る上で、または自立生活を送るために一時的に必要なと見込まれる経費を貸し付ける資金。

・緊急小口資金：緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の小額の費用を貸し付ける資金。

□教育支援資金（教育支援費・就学支度費）

低所得者世帯に対し、学校教育法に規定する高等学校、大学または高等専門学校に就学あるいは入学に際して必要な経費として貸付ける資金。

※日本学生支援機構の奨学金、教育資金ローン等他の教育資金（母子父子寡婦福祉資金）の利用が優先されます。

□不動産担保型生活資金

（不動産担保型・要保護世帯向け 不動産担保型）

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯、または要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金。

□**臨時特例つなぎ資金**：公的な給付・貸付など、申請から資金の交付まで若干の時間を要するため、その間の生活に困窮することがないように、当座の生活費として貸付ける資金

※この資金の実施主体は、沖縄県社会福祉協議会ですが、相談・問合せは、豊見城市社会福祉協議会へ。相談来所される場合は、事前予約（☎856-2782）をお願いします。

令和4年度 赤い羽根募金実績報告(追加分)

●目標額 6,909,000円 ●実績額 4,578,754円 ●達成率66.3%

令和5年1月6日以降

【赤い羽根(1/6以降追加分)】

内 訳	金 額	
	戸 別	1,257,261
	職 域	651,954
	街 頭	238,529
	学 童	599,842
	個 人	207,046
	法 人	1,121,000
	そ の 他	242,122
	イ ベ ン ト	261,000
	合 計	4,578,754

募 金 者 名		金 額
南部農林高校	生活デザイン科	56,420
長 嶺	こども園	2,700
田 頭	自治会	15,500
旭ヶ丘	自治会(追加)	500
根 差	部自治会	46,000
豊 見 城 市	女性会	21,780
合 計		142,900